

第22回

平成28年12月15日

商標制度

白鷗大学
杉山 務

zTom

28年度【知的財産法】杉山 務

商標制度

- | | | |
|------|-------------------|-----------|
| 第22回 | 商標制度は一番身近な知的財産権 | 12月15日(木) |
| 第23回 | 商標調査により、何が権利かを知る | 12月16日(金) |
| 第24回 | 登録できない商標 | 12月22日(木) |
| 第25回 | 標章を考え商標登録出願 | 1月6日(金) |
| 第26回 | 商標権の管理は、どうすればよいか | 1月12日(木) |
| 第27回 | 地域ブランドと国際出願(マドプロ) | 1月13日(金) |

2

28年度【知的財産法】杉山 務

商標事例



3

28年度【知的財産法】杉山 務

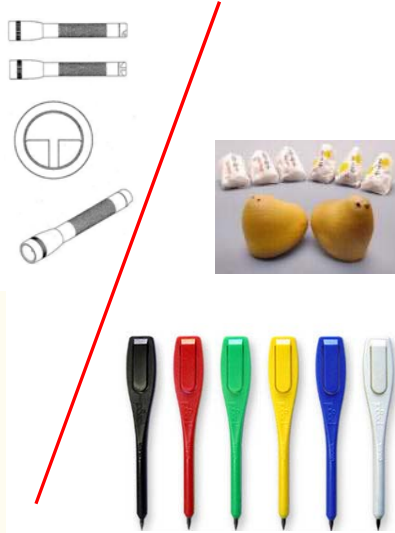
立体商標事例



4

28年度【知的財産法】杉山 務

立体商標事例



5

28年度【知的財産法】杉山 務

どこが違うホンモノとニセモノ

類否

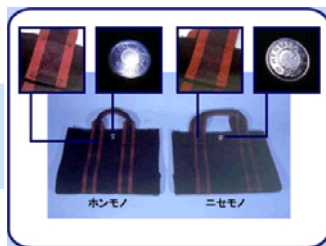
バンダイ



ローレックス

出所表示

エルメス



ルイビトン

6

28年度【知的財産法】杉山 務

商標権とは（営業標識についての権利）

・商標制度の目的

「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」

商標とは？

- 業者の商品やサービスに**使用**するマーク
- 他の商品やサービスとを**識別**するマーク



7

28年度【知的財産法】杉山 務

商標権とは（営業標識についての権利）

商標の3大機能 他の商品と識別する機能

- 出所表示** 商品の販売・製造者を表示
- 品質保証** 同じ標章は同じ品質を表示
- 広告宣伝** 商品の顔として商品を識別

8

28年度【知的財産法】杉山 務

商標の種類

商標法では、商標を文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合」と定義

文字商標 : 文字のみからなる商標

図形商標 : 写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形のみから構成される商標

記号商標 : 暖簾記号、仮名記号、アルファベット文字を輪郭で囲んだものなどや文字を図案化し組み合わせた記号からなる商標

立体商標 : 商標を立体化したもの、容器等を特殊な形状にして商標として使用するもの、人物や動物等を立体化し商標として使用するもの

結合商標 : 異なる意味合いを持つ文字と文字、図形と図形、図形・記号等と文字の2つ以上を組み合わせた商標

EPSON



9

28年度【知的財産法】杉山 務

商標登録の要件（3条）

登録できる商標は自己の業務で提供している商品やサービスに自他商品・役務の識別力を有する商標であること

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 普通名称のみを表示する商標 | × 正露丸 |
| ② 業界で慣用されている商標 | × 観光ホテル |
| ③ 単に産地等や品質等のみを表示する商標 | × 信濃の国 |
| ④ ありふれた名字、名称のみを表示する商標 | × ヤマザキ |
| ⑤ 極めて簡単で、ありふれた標章のみからなる商標 | × 正 |
| ⑥ 何人かの業務に係る商品、サービスか識別できない商標 | × さわやかさをお届けします |

10

28年度【知的財産法】杉山 務

登録されない商標（4条）

他人の商標や役務と**混同**するものや
商品や役務の品質等の**誤認**を生じるもの
識別力があっても商標登録を受けることができない

自他商標等と識別
できない商標

公益性に反する商標

他人の登録商標と
まぎらわしい商標

商標の類否判断

称呼
(呼び方)

外観
(外形)

観念
(意味合い)

山 さん SUN やま
(4条)

11

28年度【知的財産法】杉山 務

登録できない商標

他人の商標等とまぎらわしい商標

○他人の**登録商標**と同一又は**類似**
* (かつ)

○**指定商品・役務**と同一又は類似の商品
・役務に使用するもの

○他人の氏名（名称）、著名な芸名、略称 等を含む商標
○他人の業務に係る商品（役務）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標
○他人の業務に係る商品（役務）と混同を生ずるおそれがある商標 等

12

28年度【知的財産法】杉山 務

登録できない商標

公益性に反する商標



○国旗、菊花紋章等

○経済産業大臣が指定した
外国政府、国際機関等の
ロゴマーク

COGNAC
(グレープ・ブランデー)

CHAMPAGNE
(発泡性ぶどう酒)

○ぶどう酒、蒸留酒の
産地を表示する商標

13

28年度【知的財産法】杉山 務

登録できない商標



○国、公共団体等を表示する著名な標章



○公序良俗に違反する商標

商標

パンダアーモンドチョコ

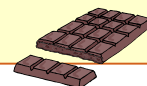
指定商品 菓子



指定商品の補正

指定商品

アーモンド入りチョコレート



○商品(役務)の品質の誤認を生じるおそれのある商標

14

28年度【知的財産法】杉山 務

身近な商標例（熱さまシート）



商標登録3201859号

熱さまシート

商標登録3268969号



パッケージは
物言わぬ営業社員

ネーミング

熱さま坊や

商品の持つ特性をストレート
に消費者にアピール

店頭でお客様に語り
かけてくれるのが
パッケージの商標

品質を維持
(世に出た商品
を長く育てる)

ブランド化
(信頼を高める)

出典：日本弁理士会「ヒット商品を支えた知的財産」19号より

28年度【知的財産法】杉山 務

15

身近な商標例（夕張メロン）



夕張メロン

商標登録1379023号

商標登録2591067号

JA夕張市
(組合員が
等級を共選)

FI種の育成・管理, 組合員への苗の販売

出荷 (庭先販売の禁止)

組合員
(200軒)

【品質管理・値崩れ防止の徹底】

夕張メロンのブランドを守る (組合員の努力の成果を知財で保護)

【200以上の商標登録】

【2度の裁判によるブランドイメージ死守への取り組み】

28年度【知的財産法】杉山 務

16

1	アイスノン	26	クリーブ	51	テトロン	76	ホチキス
2	アクアラング	27	クレパス	52	テフロン	77	ホバークラフト
3	味の素	28	ゲームボーイ	53	ドラフター	78	ボラロイド(カメラ)
4	アロンアルファ	29	コココーラ	54	ナイロン	79	ポリタンク
5	ウィークリーマンション	30	ごきぶりホイホイ	55	ナップザック	80	ポリバケツ
6	ウィンドサーフィン	31	サインペン	56	ネクター	81	ホルモン(料理)
7	ウォークマン	32	サランラップ	57	バスクリン	82	ボンド
8	ウォッシュレット	33	サロンパス	58	バルサン	83	マウンテンバイク
9	写ルンです	34	シーチキン	59	ハンディカム	84	マジックインキ
10	うどんすき	35	シャープペンシル	60	バンティストッキング	85	マジックテープ
11	エアークャップ	36	ジェットスキー	61	バンドエイド	86	ママレモン
12	エアロバイク	37	ジープ	62	ビアニカ	87	万歩計
13	エスカレーター	38	スライダック	63	ビデオテープ	88	ムース
14	エレクトーン	39	セスナ	64	ファミコン	89	メロノーム
15	オセロ(ゲーム)	40	セブン・イレブン	65	プチプチ	90	ヤクルト
16	オロナミンC	41	セメダイン	66	ふでペン	91	UFOキャッチャー
17	ガシヤポン	42	ゼロックス	67	プラモデル	92	ラジコン
18	(かっぱ)えびせん	43	ゼロテープ	68	フリーダイヤル	93	リボビタミンD
19	カップヌードル	44	ソノシート	69	フリーマーケット	94	レーザーディスク
20	カルピス	45	宅急便	70	プリスピー	95	ワンカップ
21	カロリーメイト	46	タッパ(ウェア)	71	プレイステーション		
22	キックボード	47	タバスコ	72	ポカリスエット		
23	キャタビラー	48	着メロ	73	ホカロン		
24	クラクション	49	テトラバック	74	ポケットベル		
25	クラーノ	50	テトラポッド	75	ポストイット		

著名商標？

17

ネーミング (商品の名称)

- ① 商標使用者の業務上の信用維持
- ② 需要者の利益を保護

この両面からネーミングを考える



よいネーミングとは

- 顧客に好まれること
- 商品コンセプトがわかること
- 商標権が取得できること

模倣は許されない

- 流行語を真似してはいけない
- 流行語を作るつもりでネーミング

商品のネーミングのポイント

- ① 自他商品識別力を有すること
- ② 他人がその商品分野をカバーする同一又は類似の商標権を有していないこと
- ③ 不正競争防止法上問題となる他人の著名な商標、商号などがいないこと
- ④ 虚偽の原産地表示、品質誤認表示などでないこと
- ⑤ 文化的な観点から問題のないこと

18



ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

【商標法】

登録の対象：文字，図形，記号，音，色，ホログラム，位置，立体

登録を受けられる商標：先願，識別力

商標の機能：出所表示，品質保証，広告宣伝

商標登録出願：1 標章 1 出願多区分，出願公開

特殊出願：団体，防護，分割，変更，国際登録出願

審査：1 年半以内，登録要件，不登録事由，異議申立 2 月

更新登録申請：6 月+6 月，10 年，審査なし

商標権：専用使用権，通常使用権，侵害対応，権利範囲，独占権，類似は禁止権

不使用取消：3 年，消滅時期，不正使用取消，5 年除斥期間

審判：拒絶査定不服，無効，不使用取消，請求できる者と請求期間

商標制度とは

・制度の目的：商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護(1 条)¹

「商標」とは，文字，図形，記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合，音その他政令で定めるもの（標章）であつて，

一 業として商品を生産し，証明し，又は譲渡する者がその商品について使用をするもの（2 条 1 項 1 号）

二 業として役務を提供し，又は証明する者がその役務について使用をするもの（2 号）²

◆ 商標＝標章＋商品（役務）

★使用主義ではなく登録主義を採用し，使用する予定があれば登録可能

自他商品識別力が要件

○業者の商品やサービスに使用するマーク

○他の商品やサービスを識別するマーク

商標の三大機能

☆出所の表示機能：商品の販売・製造者を表示

☆品質の保証機能：同じ標章は同じ品質

☆広告宣伝機能：商品の顔として商品を識別

★ 商標の種類

・文字商標：文字のみからなる商標

・図形商標：写実的なものから図案化したもの，幾何学的模様等の図形のみから構成される商標

・記号商標：暖簾記号，仮名記号，アルファベット文字を輪郭で囲んだものなどや文字を図案化し組み合わせた記号からなる商標

・立体商標：商標を立体化したもの，容器等を特殊な形状にして商標として使用するもの，人物や動物等を立体化し商標として使用するもの

・結合商標：異なる意味合いを持つ文字と文字，図形と図形，図形・記号等と文字の 2 つ以上を組み合わせた商標

・動き：時間の経過に伴う標章の変化の状態を特定した商標

¹（目的）**第一条** この法律は，商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

²（定義等）**第二条** この法律で「商標」とは，人の知覚によつて認識することができるもののうち，文字，図形，記号，立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合，音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて，次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し，証明し，又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し，又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第二号の役務には，小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

- ・ **ホログラム**：図又は写真を用いてホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果，光の反射により輝いて見える効果，見る角度により別の表示面が見える効果等）による標章の変化の前後の状態を特定した商標
- ・ **色彩**：色彩を表示した図又は写真であつて，商標の詳細な説明に，色彩のみからなる商標と認識し得る記載がなされた商標
- ・ **位置**：標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であつて，商標の詳細な説明に，位置商標と認識し得る記載がなされている商標
- ・ **音商標**：五線譜により ① 音符 ② 音部記号（ト音記号等） ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語） ④ 拍子記号（4分の4拍子等） ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）が特定されている場合や，音の長さ（時間），音の回数，音の順番，音の変化等を記載することにより，音を特定した商標

不登録事由（3条）³

登録できる商標は自己の業務で提供している商品やサービスに自他商品・役務の識別力を有する商標であることが条件

- ① 普通名称のみを表示する商標（1号）
（例）アルミ パソコン 損保 空輸 波の花 おてもと 一六銀行
- ② 業界で慣用されている商標（2号）
（例）観光ホテル 正宗 かきやま プレイガイド 石焼芋の売り声
- ③ 単に産地や品質等のみを表示する商標（3号）
（例）信濃の国 青森 旧国名 湖沼 河川 公園 うまーい
色彩：木炭「黒」 自動車タイヤ「黒」 携帯電話「シルバー」 冷蔵庫「黄色」
- ④ ありふれた名字，名称のみを表示する商標（4号）
（例）ヤマザキ ホンダ 商店 研究所 協会 株式会社
- ⑤ 極めて簡単で，ありふれた標章のみからなる商標（5号）
（例）卍 ★ Ω K 1 2 3 「ヒヤクニジュウサン」
- ⑥ 何人かの業務に係る商品，サービスか識別できない商標（6号）
（例）さわやかさをお届けします 「愛」「純」「ゆき」「蘭」

使用による識別性

- ③④⑤は使用の結果需要者が使用者を識別できれば登録可（2項）
- ・ 自他商標等と識別できない商標

³（商標登録の要件）**第三条** 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については，次に掲げる商標を除き，商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地，販売地，品質，原材料，効能，用途，形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。），生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格又はその役務の提供の場所，質，提供の用に供する物，効能，用途，態様，提供の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で，かつ，ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか，需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても，使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては，同項の規定にかかわらず，商標登録を受けることができる。